

## 四日市市「広報よっかいち」広告取扱要領

平成20年 4月 1日施行  
平成21年 4月 1日一部改正  
平成22年11月20日一部改正  
平成22年 1月 8日一部改正  
平成23年 8月 8日一部改正  
平成24年 1月 4日一部改正  
平成28年 3月 1日一部改正  
平成30年 3月26日一部改正  
令和 4年 1月21日一部改正

### (趣旨)

**第1条** この要領は、市が発行する広報よっかいちへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告等の範囲)

**第2条** 広報よっかいちに広告を掲載することができる者、広告の内容及びデザインの範囲は、四日市市広告掲載要綱第4条及び四日市市広告掲載基準の規定によるものとする。

### (広告等の規格)

**第3条** 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦40ミリメートル、横170ミリメートルを基本とし、適宜、分割または併合し使用することができる。
- (2) 入稿形式については、市長が指定する様式とする。
- (3) 色は市長が指定する色とする。

2 前項に規定する規格以外の広告の規格は、別途定めるものとする。

### (広告の掲載場所、位置及び枠数)

**第4条** 広告を掲載する場所、広告の位置及び枠数は、市長が指定する。

### (広告代理店)

**第5条** 市は、広告代理店（以下「代理店」という。）を通じて、広告の募集を行うことができる。

### (広告内容等の審査)

**第6条** 市長は、広告内容等について、四日市市広告掲載要綱第5条で定める四日市市広告

審査委員会（以下「審査会」という。）により、掲載の可否を審査するものとする。

**（広告の申込み及び掲載期間等）**

**第7条** 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告事業者の市税の完納等証明書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。なお、完納等証明書（様式第2号）は、市民税課が発行する「四日市市市税完納証明書」に代えることができるものとする。

2 広告の掲載期間は、申込み1件につき1カ月単位とし、複数月に渡る掲載も可能とする。

**（広告掲載の取り消し）**

**第8条** 審査会は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) その他、広告掲載が適切でないとして審査会が判断したとき。

2 市は、前項の規定による取消し等により広告主及び代理店が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

**（広告主の責務）**

**第9条** 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び法令等に違反していないことを、市に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

**（その他）**

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年4月1日一部改正）**

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年11月20日一部改正）**

1 この要領は、平成21年11月20日から施行する。

2 改正後の第7条の規定は、平成22年度以降について適用し、平成21年度までについては、なお従前の例による。

**附 則**

（施行期日）

1 この要領は、平成22年1月8日から施行する。

2 改正後の第5条から第9条の規定は、平成22年4月1日以降に発行する広報よっかいちへの広告掲載から適用し、同日前に発行する広報よっかいちへの広告掲載については、なお従前の例による。

附 則（平成23年8月8日一部改正）

この要領は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年1月4日から施行する。

2 改正後の第7条第1項の規定は、平成24年4月1日以降に発行する広報よっかいちへの広告掲載から適用し、同日前に発行する広報よっかいちへの広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年1月21日から施行する。

2 改正後の第3条第3項の規定は、令和4年4月1日以降に発行する広報よっかいちへの広告掲載から適用し、同日前に発行する広報よっかいちへの広告掲載については、なお従前の例による。